一般社団法人やさび定款

第１章 総 則

（名称）
第１条 当法人は、一般社団法人やさびと称する。
（主たる事務所）
第２条 当法人は、主たる事務所を茨城県石岡市に置く。
（目的）
第３条 当法人は、日本国の地域資源を利活用し、地域の新たな価値を創出することを目的とする。その目的に資するため、次の事業を行う。

１ 観光施設、旅行業法に基づく旅行業、宿泊業、旅館業、ホテル業、ゲストハウス等の宿泊施設の企画、経営及び運営受託並びにこれらのコンサルティング業務
２ 飲食店、喫茶店の運営及び経営
３ 物販店の運営及び経営
４ コミュニティスペース、レンタルスペース、レンタル収納スペースの管理運営及び経営
５ 映画館の運営及び経営
６ 建築物や森林及び農地等の土壌改善等の環境整備作業の請負
７ 森林資源の保育、採取、加工及び販売
８ 農作物の生産、加工及び販売
９ 食料品の製造、加工及び販売
１０ 建築工事・土木工事の設計施工及び請負
１１ 電気設備、給排水設備、空調設備等各種設備工事の設計、施工及び請負
１２ マンション、貸店舗、駐車場及びその他不動産の賃貸及び管理
１３ 産業廃棄物収集運搬業
１４ 建築物及びその他工作物の解体工事業
１５ 軽作業の請負
１６ インテリア、造園等にまつわる設計、エンジニアリング、コンサルティング、施工、メンテナンス業務の請負
１７ グラフィックの製作やディレクション等デザイン業務の請負
１８ 書籍及び電子出版物の企画、制作、出版、販売
１９ インテリア製品、雑貨の製造及び販売
２０ 展覧会、イベント、セミナー等の企画、運営
２１ 古道具の引き取りと修繕、インターネットを利用した通信販売を含む販売並びに古物営業法に基づく古物営業
２２ インターネットを利用したデジタルコンテンツの企画、販売
２３ その他前各号に付帯又は関連する一切の業務

（公告の方法）
第４条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第２章 社 員

（入社）
第５条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。
２ 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。
（経費等の負担）
第６条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
２ 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
（退社）
第７条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、１か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。
（除名）
第８条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第４９条第２項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。
（社員の資格喪失）
第９条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
⑴ 退社したとき。
⑵ 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
⑶ １年以上会費を滞納したとき。
⑷ 除名されたとき。
⑸ 総社員の同意があったとき。

第３章 会員

（会員）
第１０条
当法人は、社員のほかに、当法人の目的に賛同する者を会員とすることができる。
２ 会員に関する事項は、社員総会の決議により別に定める会員規程による。
３ 会員は、社員総会における議決権を有しない。

第４章 社員総会

（開催）
第１１条 定時社員総会は、毎年７月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。
（招集）
第１２条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。
２ 社員総会の招集通知は、会日より１週間前までに社員に対して発する。
（決議の方法）
第１３条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
（議決権）
第１４条 社員は、各１個の議決権を有する。
（議長）
第１５条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。
（議事録）
第１６条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第５章 役 員

（役員）

第１７条 当法人に、次の役員を置く。

⑴ 理事 ６名以内

⑵ 監事 ２名以内

２ 理事のうちには、理事のいずれか１名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

３ 理事のうち１名を代表理事とする。

（選任）

第１８条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

２ 代表理事は、理事の互選によって定める。

（任期）

第１９条 理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

２ 監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

３ 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（理事の職務及び権限）

第２０条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

２ 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

（監事の職務及び権限）

第２１条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

２ 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（解任）

第２２条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（報酬等）

第２３条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第６章 計 算

（事業年度）

第２４条 当法人の事業年度は、毎年６月１日から翌年５月末日までの年１期とする。

（事業計画及び収支予算）

第２５条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第７章 非 営 利 性

（剰余金の分配の禁止）

第２６条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

（特定の社員等への利益供与の禁止）

第２７条 当法人は、社員、理事、監事その他の個人又は団体に対し、特別の利益を与えることができない。

（残余財産の帰属）

第２８条
当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第８章 附 則

（最初の事業年度）
第２９条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和４年３月末日までとする。

（設立時の役員）
第３０条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。
設立時理事　井上 岳
設立時代表理事 大重 雄暉
設立時監事　大重 暁月（瀧田 暁月）

（設立時社員の氏名及び住所）
第３１条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。
住 所 [redacted]
設立時社員 井上 岳

住 所 [redacted]
設立時社員 大重 暁月（瀧田 暁月）

住 所 [redacted]
設立時社員 大重 雄暉

（法令の準拠）
第３２条 この定款に定めのない事項は、全て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人やさび設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和4年10月21日

設立時社員　井上 岳　印

設立時社員　大重 暁月（瀧田 暁月）　印

設立時社員　大重 雄暉　印